

# 新潟県立新潟西高等学校 生徒手帳

- 教育目標
- 標語
- 青藍訓
- 五則
- 新潟県立新潟西高等学校 校歌
- 新潟西高等学校 応援歌
- 新潟県立新潟西高等学校 学則
- 新潟県立新潟西高等学校生徒会会則
- 新潟西高校生としての心得
- 図書館の利用について
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

## 教育目標

自らの力で自らを啓発する精神と、倦まず弛まず努力するたくましい実践力を養う。

広い視野と根気強くてまろやかな心を育て、  
知・情・意・体の調和と統一のある発達をめざす。

## 標語

明（めい） 浄（じょう） 正（せい） 直（ちよく）  
（明あかるく浄きよく正ただしく直なおく）

明・浄・正・直の思想は、動乱の七世紀、壬申の乱を勝ち抜いた大海人皇子（天武天皇）が飛鳥浄御原宮に即位して律令国家の完成をめざしたとき、官職の位階名に使用されたものである。時代や体制を超越して法治社会に生きる人格に期待される最も基本的で普遍的な理想を表わす徳目として新潟西高等学校の生活標語とする。

新潟西高等学校のシンボル・フレーズ

N N K (G)  
仲良く 熱意で 根気良く (がんばる)

## 青藍訓

学は以て已むべからず、青は之を藍より取とりて藍よりも青し（「荀子」）  
—生活心得—常に学校の掲げる高い理想を体し、真理と正義を愛し、強健な身体に自主自立の精神と豊かな情操を蓄え、平和で文化的な社会の発展に貢献できる資質の練磨に努める。

## 五 則

- 1 規律ある行動をする。
  - 登校から下校までの校内生活のすべてにおいて、時間を正確に守る。
  - 欠席や早退、その他の願いや届けを必要とする行動について、取るべき手続きをきちんと行う。
- 2 身だしなみを整える。
  - 頭髪から足先まで常に身体を清潔にし、人に不快感を与えないように心がける。
  - すべての着用品について端正を旨とし、知性と品位を保持するようにする。
- 3 礼儀を正しくする。
  - 先生や学友には節度ある態度で接し、かたちを整え、常に微笑を忘れないようにする。
  - 高い知性ととも謙虚さのある学徒として、洗練された言語生活を営むようにする。
- 4 信義を重んずる。
  - すべて学友との関係において、共同体の一員であることを常に自覚し、連帯と協調に努める。
  - 信頼しあえる交友関係を大切にし、互いに切磋琢磨する。

5 物を大切にする。

- 公共の財産としての校舎・校具を愛護し、後進につつがなく伝えるようにする。
- 資源を大切に考え、紙一枚といえどもむだにしないようにする。

新潟県立新潟西高等学校校歌

宮澤章二 作詞  
小山章三 作曲

Moderato  
*mf*

1. か く だ や ひ この やまかげさえ て  
2. ま つ は さ き ゆ う に ふくつ の い し を

え ち ご へ い や に りよくふうかお る  
き た え つ づ けて うたごえきえ ず

わ れ らあか るく またきよきも の  
た か きこころよ そのなもこし の

*cresc.*  
こ こ につどいて せ い らん の いのち  
い ぶ きあらたに ち か らう む うみあ

を みが一 く は る 一のひ よ  
り むね一に い ず 一みあ り にい

*p*  
が たにし こう は な ひら く  
が たにし こう ひ か りわ く

新潟県立新潟西高等学校校歌

宮澤章二 作詞  
小山章三 作曲

角田弥彦の山影冴えて  
越後平野に緑風かおる  
われら明るくまた浄き者  
ここに集いて青藍の  
命を磨く青春の日よ  
新潟西高花ひらく

松は砂丘に不屈の意志を  
鍛えつづけて歌声消えず  
高き心よその名も高志の  
息吹き新たに力生む  
海あり胸に泉あり  
新潟西高光わく

龍は鏡におもかげ残し  
白き鳥舞う天地の境  
われら正しくまた直き者  
明日の世界に愛と知の  
炎の虹をかかげ立つ  
新潟西高栄えあれ

## 新潟西高等学校応援歌

作詞 堀井藤幸  
作曲 梅山 登

(リ-ダー) (全編)

フレ-フレ- ニ シ コー フレフレニシコー フレフレニシコー  
 やひこを あお-ぎ つどいしわれ-ら  
 そのなも たか-き にいがたにしこう け  
 んじはたて-り わかきひに せいらんをむね に き  
 たえしころを あらわさん いざゆけにしこう  
 いざゆけ いざゆけ いざゆけにしこう  
 にしこう にしこう にいがたにしこう  
 フレフレニシコー-フレフレニシコー

## 新潟西高等学校応援歌

作詞 堀井藤幸  
作曲 梅山 登

- 弥彦を仰ぎ集いし我等  
 その名も高き新潟西高  
 健児は立てり若き日に  
 青藍を胸に  
 鍛えし心をあらわさん  
 いざ行け西高  
 ※  $\left\{ \begin{array}{l} \text{いざ行けいざ行け} \\ \text{いざ行け西高} \\ \text{西高西高新潟西高} \end{array} \right.$
- 角田を臨み鍛えし我等  
 その名も高き新潟西高  
 健児は奪う大空に  
 若き力に  
 磨きし技をあらわさん  
 いざ行け西高

※くり返し

## 新潟県立新潟西高等学校学則

### 第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則

(昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「学校管理規則」という。)

第2条に基づいて、新潟県立新潟西高等学校(以下「本校」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置、課程及び学科)

第2条 本校の名称、位置、課程及び学科は、次の表のとおりとする。

| 名 称         | 位 置                | 課 程 | 昼<br>夜 | 学 科 |
|-------------|--------------------|-----|--------|-----|
| 新潟県立新潟西高等学校 | 新潟市西区内野西が丘3丁目24番1号 | 全日制 | 昼      | 普通科 |

(修業年限と学年定員)

第3条 本校の修業年限と生徒定員は、次の表のとおりとする。

| 課 程 | 修業年限 | 学 科 | 定 員                              |
|-----|------|-----|----------------------------------|
| 全日制 | 3 年  | 普 通 | 新潟県教育委員会(以下「委員会」という。)の定めるところによる。 |

## 第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

(学年、学期及び授業終始)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次の表のとおりとする。

| 全日制課程                                  |                 |
|--|-----------------|
| (1) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日              |                 |
| (2) 日曜日及び土曜日                           |                 |
| (3) 学年初休業日                             | 4月 1日から4月 5日まで  |
| (4) 夏季休業日                              | 7月25日から8月25日まで  |
| (5) 冬季休業日                              | 12月25日から1月 6日まで |
| (6) 学年末休業日                             | 3月21日から3月31日まで  |
| (7) 新潟県立公立高等学校入学者選抜の「学力試験（一般選抜）」が行われる日 |                 |
| (8) その他校長が委員会の承認を得て決めた日                |                 |

2 校長は、必要と認めた場合は学校管理規則第8条第1項に示された範囲内において前項の休業日を変更することができる。

3 校長は、校務の運営上特に必要と認めた場合は、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

4 校長は、必要と認めた場合は第1項の休業日中に生徒を登校させることができる。

(臨時休業)

第6条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合は臨時に授業を行わないことができる。

## 第3章 教育課程、授業日時数及び生徒の指導

(教育課程及び授業日時数)

第7条 教育課程及び授業日時数は、高等学校学習指導要領(以下「学習指導要領」という。)の基準及び委員会が別に定める基準によって、毎学年の始めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし5泊6日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第9条 校長は、生徒の生活指針として、別に生徒心得を定める。

(欠席、欠課等)

第10条 生徒は、欠席、欠課、遅刻、早退等の場合においては、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第11条 生徒は、文化、体育関係等の対外行事に参加する場合には校長の許可を得なければならない。

(伝染病予防の措置)

第12条 校長は、生徒が伝染病にかかり若しくはそのおそれがあるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

#### 第4章 成績の評価、単位の認定及び卒業

(成績の評価及び単位の認定)

第13条 成績の評価及び単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

2 校長は、成績の評価及び単位の認定について別に規定を定める。

(卒業証書の授与及び単位修得証明書の交付)

第14条 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する。

2 校長は、単位を認定したときは必要に応じて単位修得証明書を交付する。

#### 第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者。

(入学志願の手続き)

第16条 入学を志願する者は、所定の入学願書に、入学考査料を添えて、出身中学校長を経て、校長に願い出なければならない。

2 出身中学校長は、入学を志願する者の調査書及びその他必要な書類を、校長に送付しなければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜は、校長がこれを行う。

- 2 選抜を行うに当たっては、出身中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績を資料とする。
- 3 学力検査は、委員会の定めるところによって行う。

(入学許可)

第18条 入学は、校長がこれを許可する。

(誓約書及び住民票記載事項証明書)

第19条 入学を許可された者は、速やかに保護者が署名した誓約書並びに住民票記載事項証明書を校長に提出しなければならない。

2 保護者に変更のあったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。ただし、入学を許可された者が成年者の場合には、保護者の署名を要しない。

(保護者等)

第20条 第20条に規定する保護者とは、未成年である生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人で本校に対して、生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者は、生徒が成年年齢に達した後も引き続き学校と連携し、生徒の健全育成に努めるものとする。

- 3 生徒及び保護者（前項に定める者を含む）が住所又は氏名等を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

（編入学）

第 21 条 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学を志願する者がある場合は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校の生徒として適当と認めたときにこれを許可する。

（退学）

第 22 条 保護者は、生徒が退学しようとするときは所定の退学願を校長に提出してその許可を得なければならない。

- 2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後 1 年以内に願い出て再入学を校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

（転学及び再入学）

第 23 条 保護者は、生徒が他の高等学校に転学しようとするときは所定の転学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合はこれを許可する。

（留学）

第 24 条 保護者は、生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは所定の留学願を校長に提出してその許可を得なければならない

- 2 前項の願い出があったときは、校長は教育上有益と認めた場合はこれを許可する。
- 3 校長は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、前項により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第 5 条第 1 項に規定する学年の途中においても各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

（休学）

第 25 条 保護者は、生徒が病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の願い出を適当と認めた場合は 1 月以上 1 年以内の期間で休学を許可する。
- 3 休学が 1 年を超えたときは自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は引き続き休学を許可することがある。

（復学）

第 26 条 保護者は、休学中の生徒が復学しようとするときは、復学願を校長に提出してその許可を受けなければならない。

（成年者に係る手続き）

第 27 条 生徒が成年者である場合における第 21 条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

（表彰）

第 28 条 校長は、学業及び人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

（懲戒）

第 29 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることがで

- きる。
- 2 懲戒のうち退学、停学及び訓告は校長がこれを行う。
  - 3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
    - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - 4 停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行う。
  - 5 訓告は、退学及び停学処分に該当する以外の者で教育上必要があると認められる生徒に対して行う。

## 第7章 (略)

## 第8章 授業料、入学料及び入学考査料

(授業料、入学考査料)

第31条 授業料、入学料及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号。以下「県立学校条例」という。)の定めるところによる。

- 2 授業料は、毎月25日までに、納付しなければならない。

(授業料等未納者に対する措置)

第32条 授業料及び入学料未納者に対する出席停止又は除籍措置は、学校管理規則の定めるところによる。

(授業料等の減免)

第33条 授業料及び入学料の減免は、県立学校条例の定めるところによる。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、昭和60年2月25日に改正し、昭和60年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、昭和62年2月25日に改正し、昭和62年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、昭和63年2月24日に改正し、昭和63年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成元年3月6日に改正し、平成元年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成元年7月19日に改正し、平成元年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成2年3月14日に改正し、平成2年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、平成3年3月14日に改正し、平成3年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成4年3月13日に改正し、平成4年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成4年9月1日に改正し、平成4年9月1日から施行する。
- 11 この学則は、平成5年4月1日に改正し、平成5年4月1日から施行する。
- 12 この学則は、平成10年4月1日に改正し、平成10年4月1日から施行する。
- 13 この学則は、平成11年6月23日に改正し、平成11年4月1日から施行する。
- 14 この学則は、平成13年4月25日に改正し、平成13年4月1日から施行する。
- 15 この学則は、平成14年3月25日に改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 16 この学則は、平成18年1月25日に改正し、平成18年4月1日から施行する。
- 17 この学則は、平成20年2月29日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 18 この学則は、平成20年3月31日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、平成21年3月31日に改正し、平成21年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、平成22年3月31日に改正し、平成22年4月1日から施行する。
- 21 この学則は、平成26年3月31日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 22 この学則は、平成28年3月31日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

23 この学則は、令和 4 年 3 月 31 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

出席統計に関する規程（抄）

(1) 略

(2) 忌引日数は次の通りとし、出席しなければならない日数から差し引く、なお次表の日数には、日曜、祭日等の休日も含まれる。

父母：7日以内 祖父母：3日以内 兄弟姉妹：3日以内

伯叔父母，曾祖父母，甥姪：1日以内

## 新潟県立新潟西高等学校生徒会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、新潟県立新潟西高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、新潟県立新潟西高等学校生徒全員を会員として組織する。

第3条 本会は、個人の尊厳と自覚のもとに、会員の自主自立と協調の精神を基調として相互に協力し合い、健全な心身の練磨と福祉の増進を図るとともに、会員と教職員の親睦を深め、平和で民主的な学校生活の躍進に貢献することを目的とする。すべて会員は、この目的を有効に達成するために、会員として権利と同時に責任と義務を果たさなければならない。

第4条 本会は、次の機関を置く。

生徒総会・代議委員会・事務局・生活委員会・文化祭実行委員会・  
体育祭実行委員会・広報委員会特別委員会・応援団（要請に応じて組織する）

第5条 本会は、次の役員を置く。

生 徒 会 長 1人

生徒会副会長 2人

事 務 局 長 1人

生活委員長 1人

文化祭実行委員長 1人

体育祭実行委員長 1人

広報委員長 1人

応 援 団 長 1人（要請に応じて）

第6条 本会は会務の円滑な運営を図るため、生徒会顧問及びクラブ顧問を置く。

### 第2章 機 関

#### 第1節 生 徒 総 会

第7条 生徒総会は、会員の総意を集約する最高議決機関である。

第8条 生徒総会は、定例生徒総会及び臨時生徒総会とし、会長がこれを招集する。定例生徒総会は、年1回とし、定期に開催する。臨時生徒総会は、次の各号のいずれかに該当する要請があったとき招集される。

- 1 代議委員会の要請があったとき。
- 2 会員の3分の1以上の署名による要請があったとき。

第9条 生徒総会の必要定足数は、全会員の3分の2以上とする。  
議決は、出席会員の過半数の賛成によって成立する。

第10条 生徒総会は、次の事項を審議する。

- 1 年間活動計画に関すること。
- 2 予算と決算に関すること。
- 3 クラブの設置改廃に関すること。
- 4 会則の改正に関すること。
- 5 その他重要事項

第11条 生徒総会の議題は、5日前までに全会員に告示しなければならない。

第12条 生徒総会の運営は、正副議長がこれに当たる。

## 第2節 代 議 委 員 会

第13条 代議委員会は、生徒総会の意思決定を補助し、その執行に係わる具体的な方針について審議する議決機関である。

第14条 代議委員会は、生徒会役員と各ホームルームから2人ずつ選出された代議委員によって組織される。ホームルームから選出される代議委員のうち1人は、学級委員長とする。

第15条 代議委員会は、次の事項を審議する。

- 1 生徒会行事に関すること。
- 2 予算と決算に関すること。
- 3 特別委員会の設置と解散に関すること。
- 4 その他重要事項

第16条 代議委員会は、適宜会長がこれを招集する。代議委員会は、次の各号のいずれかに該当する要請があったとき招集される。

- 1 全代議委員の3分の1以上の要請があったとき。
- 2 生徒会長が必要と認めたとき。
- 3 生徒会顧問職員の要請があったとき。

第17条 代議委員会の定足数は、全代議委員の3分の2以上とする。代議委員会の議決は、出席代議委員の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は、議長が決める。

第18条 代議委員会は、生徒会長の委嘱に基づいて正副議長各1人を置く。

第 19 条 代議委員会は、原則としてこれを公開とする。

### 第 3 節 委 員 会

第 20 条 委員会は、生徒総会並びに代議員会の決定に基づいて、生徒会活動のそれぞれの専門分野に属する事項を処理し執行する機関である。

第 21 条 委員会は、それぞれの委員会ごとに各ホームルームから選出された委員で構成し、互選によって委員長を置く。

第 22 条 委員会は、次の業務を行う。

- 1 生活委員会は、会員の生活規律に関する事項を処理し、執行する。
- 2 文化祭実行委員会は、文化的行事に関する事項を処理し、執行する。
- 3 体育祭実行委員会は、体育的行事に関する事項を処理し、執行する。
- 4 広報委員会は、生徒会機関誌、学校新聞、などによる広報活動に関する事項を処理し執行する。
- 5 特別委員会は、選挙管理その他臨時に必要とされる特別事項を処理し、執行する。

### 第 4 節 事 務 局

第 23 条 事務局は、生徒会活動の庶務及び会計に関する事項を処理し、執行する機関である。

第 24 条 事務局は、事務局長 1 人、事務局員若干名で構成する。会長は、代議委員会の承認を得て事務局長を委嘱する。事務局長は、会長の承認を得て事務局員を委嘱する。

第 25 条 事務局は、次の業務を行う。

- 1 生徒総会並びに代議委員会の招集、議題の告示等に関する事務
- 2 各機関並びに役員との連絡調整に関する事務
- 3 生徒総会並びに代議委員会の議事録に関する事務
- 4 生徒会行事の記録に関する事務 5 庶務及び会計に関する事務

### 第 5 節 応 援 団

第 26 条 応援団は、会員の参加する対外競技の応援活動を企画し、推進する機関である。

第 27 条 応援団は、応援団長、副応援団長、応援団幹部を置く。会長は、代議委員会の推薦に基づいて応援団長 1 人、副応援団長 2 人を委嘱する。応援団幹部は、第 2 学年以上の各ホームルームから 1 人ずつ選出される。

### 第 3 章 役 員

第 28 条 生徒会長は、本会を代表として会務を統括する。

第 29 条 生徒会副会長は、生徒会長を補佐し、生徒会長不在のときはその任務を代行する。

第 30 条 生徒会及び生徒会副会長は、立候補制を原則とする全会員の選挙に基づいて任命

される。

第 31 条 事務局長は、会長の委嘱に基づいて任命される。

第 32 条 生活委員長，文化祭実行委員長，体育祭実行委員長，広報委員長，各委員会を構成する委員の互選に基づいて任命される。

第 33 条 役員任期は、1 年とする。

第 34 条 生徒会長は必要に応じて役員会を開催し、各機関の連絡調整を行い、会務を整理する。

#### 第 4 章 会 計

第 35 条 本会の会計は、3 月 26 日に始まり、翌年 3 月 25 日に終わる。

第 36 条 本会の会費は、生徒会費及び生徒会入会金をもって充てる。

第 37 条 本会の予算は、役員会において作成した予算案に基づき、代議委員会並びに総会の審議を経て決定される。

第 38 条 本会の会計監査は、事務局長がこれに当たる。会計監査委員は、4 月 30 日までに事務局の提出する前年度の会計書類を監査し、その結果を代議委員会並びに生徒総会に報告しなければならない。

#### 第 5 章 会則の改正

第 39 条 会則の改正は、次の各号のいずれかに該当する要請があったとき、生徒総会に発議できる。

- 1 会員の 5 分の 1 以上の署名による要請があったとき。
- 2 代議委員の 3 分の 2 以上の要請があったとき。

第 40 条 会則の改正は、生徒総会において過半数の賛成によって成立する。

#### 第 6 章 顧 問

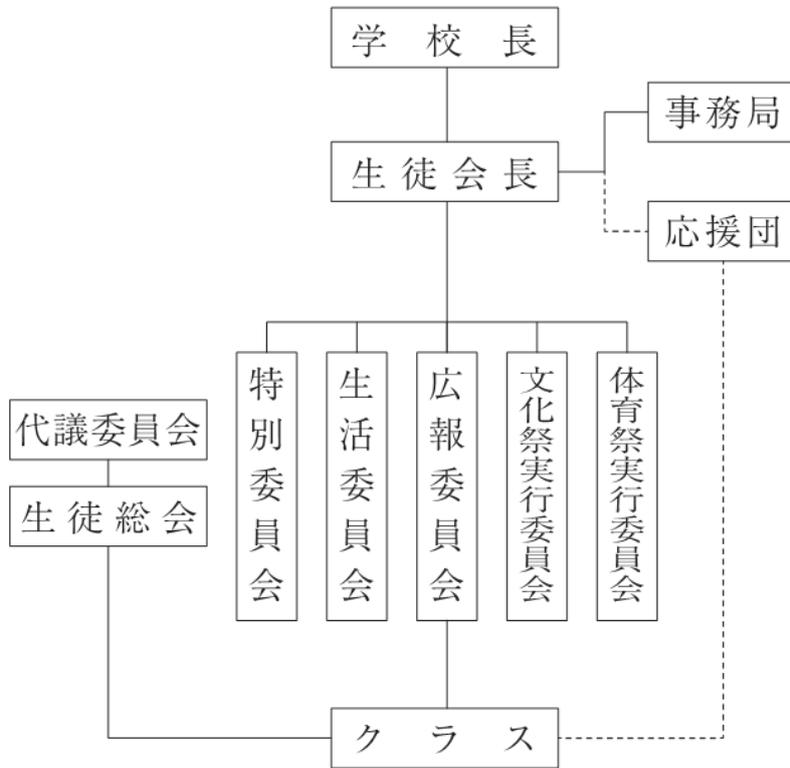
第 41 条 生徒会顧問は、生徒会活動の全般にわたる会務の処理について助言する。生徒会顧問は、生徒会係職員がこれに当たる。

第 42 条 クラブ顧問は、生徒会に属する各クラブ活動を指導し、その運営について助言する。クラブ顧問は、各クラブの指導職員がこれに当たる。

#### 付 則

- 1 この会則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 3 この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 生徒会組織図



※応援団は必要に応じて設置する。

### 細 則

#### 第1章 生徒総会に関する規程

第1条 この規程は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則第4条及び第7条から第12条までの規程に基づき、生徒総会の運営に関し必要な事項を定める。

第2条 生徒会長は、総会の議長及び副議長を総会の2日前までに決定する。

第3条 生徒会長は、総会の開会に先立って、議題に関する代議委員会の審議経過及びその結果、並びに議長及び副議長の委嘱に関することを会員に報告しなければならない。

第4条 総会の開会、閉会等、議事の進行に関することは、議長が宣言する。

第5条 総会が定足数に達しないとき、議長は流会を宣言しなければならない。

第6条 総会中定足数を欠くおそれのあるとき、議長は会員の退出を制止することができる。

第7条 生徒会員は、緊急動議を発議することができる。

第8条 発議された緊急動議は、30人以上の会員の支持を得たとき議題として成立する。ただし、予算に関する動議については90人以上の会員の支持を必要とする。

第9条 事案を表決によって決定しようとするとき、議長は表決すべき議題を宣言しなければならない。

第10条 表決しなければならない議題が2つ以上あるとき、議長が表決の順序をきめる。

## 第2章 代議委員会に関する規程

第1条 この規程は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則第4条及び第13条から第19条までの規程に基づき、代議委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 開会、閉会等、議事の進行に関することは議長が宣言する。

第3条 代議委員は、出席できない事情が生じたとき、開会前にその理由とともに代理者を議長に届け出なければならない。議長は、その理由が正当であることを認めたとき、他の代議委員に告知して代理者の承認を得るものとする。

第4条 議長は開会に当たり、委員会の審議に付託する議題を告知しなければならない。

第5条 議案の提出は、事務局長が行う。第6条 緊急動議は、代議委員4人以上の支持を得たとき議題として成立する。緊急動議が2つ以上あるとき、議長が先議すべき動議を決める。ただし、代議委員4人以上が異議を唱えたときは、表決によって決める。

第7条 議長は、代議委員の発言が会則に抵触する恐れのあるときは注意し、従わない場合は発言を停止させることができる。

第8条 議長は、議事の能率を促進する必要があると認めるとき、質疑あるいは討議を打ち切ること、又は省略することをはかることができる。

第9条 事案を表決によって決定しようとするとき、議長は表決すべき議題を宣言しなければならない。

第10条 表決すべき1つの問題について2つ以上の意見があるとき、議長が表決の順序を決める。ただし、表決の順序については代議委員4人以上の異議があるときは、表決順序を表決によって決めることができる。

第11条 会議はすべて議事録を作成しなければならない。

第12条 議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- 1 開会及び閉会に関する事項
- 2 流会、延会、中止の場合の日時及びその理由
- 3 代議委員の出欠席の状況
- 4 議題に関する事項
- 5 議事の経過及び結果に関する事項
- 6 代議委員会の権限に属する生徒会人事の選任に関する事項
- 7 正副議長及び記録者の氏名 8 その他議長が必要と認める事項

第13条 議事修了に際しては、議長は当該委員会において決定した事項を朗読し、確認を得なければならない。

### 第3章 生徒会長及び生徒会副会長の選挙に関する規程

第1条 この規程は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則（以下「会則」という。）第5条及び第30条に基づき、生徒会長及び生徒会副会長の選挙に関し必要な事項を定める。

第2条 生徒会長及び生徒会副会長の選挙は、会則第4条及び第22条に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を組織して行う。

2 委員会は、会則第21条に基づき、各ホームルームから1人ずつ選出された選挙管理委員で構成し、互選によって委員長を置く。

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- 1 生徒会長及び生徒会副会長選挙の告示
- 2 候補者の告示
- 3 投票並びに開票に関する事務
- 4 選挙結果の告示
- 5 その他選挙に関する事務

第4条 委員会は、それぞれの選挙について、投票日の3日前までに候補者の告示を行わなければならない。

第5条 候補者は、責任者を明示し、投票日の3日前までに委員会の定める届出用紙によって選挙管理委員長に届け出なければならない。

2 前項に定める責任者は、当該候補者の選挙運動に係わる一切の責任を負うとともに、委員会の行う開票事務に際しては、立会人としての義務を負う。

第6条 選挙は、有効投票数が全会員数の5分の4以上ある場合をもって有効とする。

第7条 当選は、それぞれの選挙における最高得票数をもって決定する。

第8条 それぞれの選挙において候補者が1人の場合は、信任投票をもって選挙に代えるものとする。

2 前項に定める投票が行われた場合の信任成立は、会員数の過半数とする。

第9条 選挙が、第6条に定める有効投票数を満たさないとき及び第8条に定める信任投票を満たさないとき委員会は、当該選挙についてやり直しをしなければならない。

第10条 選挙管理委員会は、厳正中立を旨とし、選挙の公正確保に最大の注意を払うとともに、特定の候補者に対する選挙運動をしてはならない。

### 第4章 応援団に関する規程

第1条 この規程は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則第26条及び第27条に基づき、応援団に関し必要な事項を定める。

第2条 応援団は、生徒会会員全員を団員として組織する。

第3条 応援団長は、必要に応じて応援団幹部会を招集し、応援活動の企画と執行に当たる。

第4条 応援団は次の任務を行う。

- 1 本校選手の出場する各種競技の応援に関すること。
- 2 応援活動の練習に関すること。

第5章 生徒会予算案編成に関する規程

第1条 この規程は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則第37条に基づき、生徒会予算案編成に関し、必要な事項を定める。

第2条 予算案は、総務関係予算とクラブ関係予算に分けて編成する。

第3条 総務関係予算は、事務局長が原案を作成し、役員会に提出する。

第4条 クラブ関係予算は、事務局を経由して出された各クラブの予算要求に基づき、原案を作成し、役員会に提出する。

第5条 役員会は、総務関係予算案と部関係予算原案を総合的に審査し調整して、予算案を作成する。

第6章 生徒会クラブの設置改廃に関する規程

第1条 この規定は、新潟県立新潟西高等学校生徒会会則第23条及び第25条に基づき、生徒会クラブの設置及び改廃に関し、必要な事項を定める。

第2条 クラブを設置しようとするときは、別表1に定める書式に基づいてクラブ設置申請書を作成し、事務局に提出しなければならない。

第3条 申請を受けた事務局は、申請書を審査し、代議委員会の審議を申請する。

第4条 クラブ申請の条件は次のとおりとする。

- 1 同好者による1年以上の活動実績があること。
- 2 同好者が10人以上の組織であること。
- 3 所属委員会及び生徒会顧問の承認を得ること。

第5条 代議委員会は、申請のあったクラブについて出席代議委員の3分の2以上の賛成があったその審議経過を生徒会長に報告する。

第6条 既設のクラブのうち第4条に定める条件に欠ける状況のあるものについては、代議委員会において改廃を審議し、出席代議員の3分の2以上の賛成があるとき、その審議経過を生徒会長に報告する。

# 新潟西高校生としての心得

## 1 服装・頭髪

【原則】 制服は、購入したままで着用し、変形はしない。

### \* 注意すべき指導基準 \*

#### 【共通】

- ① 頭 髪：加工（パーマ、エクステ）、染色は禁止。清潔で品位を保つこと。
- ② 化 粧：化粧は禁止。眉毛加工、アイプチ、色のついた日焼け止め、カラーリップも禁止。
- ③ 校 章：冬服上着の左襟につける。
- ④ 装 飾：装飾品は禁止。カラーコンタクト、マニキュアも禁止
- ⑤ シャツ：本校指定のシャツを着用し、ズボン・スカートの中に入れる。
- ⑥ カーディガン：学校指定のものを着用する。
- ⑦ 靴 下：黒・紺・白を基本とし、華美なものは着用しない。

#### 【女子】

- ① スカート丈：切ったり、折ったりしてはいけない。長さはひざの中心とする。

リボン：シャツの第一ボタンを留めて結ぶ。

（夏季略装期間はつけなくてよい）

- ② ベスト：式典（入学式・卒業式）で着用する。夏服として着用してよい。

1年生はその限りではない。

**【男子】**

- ① 学生服：本校指定のボタンをつける。（前部に5個、袖に各3個）
- ② ズボン：裾がほころびたらすぐに直す。ベルトは腰の位置。

**ブルーカード**：服装の違反に対して発行するカード。

回数に応じてより厳しい指導になる。

**\* ブルーカードの適用例 \***

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・校章がついていない。</li><li>・学校指定のYシャツを着ていない。</li><li>・学生服の丈を短く詰めている。</li><li>・ズボンの裾がほつれている。</li><li>・スカートを短く切っている。</li><li>・スカートを腰の部分で折っている。<br/>または「折りじわ」がある。</li><li>・リボンを着用していない。（冬服時）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・化粧をしている。<br/><br/>(ネイル、マニキュア、アイプチ、カラーコンタクト、眉毛加工などを<br/>含む)</li><li>・ネックレス、ピアス(透明も含む)をしている。</li><li>・頭髪を染色、脱色している。</li><li>・品位にかける髪形をしている。</li><li>・パーマ、エクステをしている。</li><li>・学校で指定した以外のカーディガン、<br/>セーター、ベストを着ている。</li><li>・パーカーやトレーナーを着ている。</li></ul> |
|--|--|

**チェック日**：頭髪服装指導の重点日。

SHR及び全ての授業時で頭髪服装指導を実施する。

## 2 授業関係

(1) 欠席・遅刻・早退・欠課の連絡は、原則として保護者がオンラインで行う。

(2) 遅刻した場合は、事務室前の「遅刻届（黄）」に必要事項を記入する。

授業担当者にサインしてもらい、各クラス担任に提出する。

(3) 授業開始 20 分以内の場合は「遅刻」となり、遅刻 3 回で欠課 1 時間となる。

## 3 考査について

(1) 保健室受験は、認めない。

(2) 考査開始から 20 分以上遅刻した場合は、その考査を受けることはできない。

(3) 机の中は空にし、荷物はすべて教室の外に出す。考査に必要ないものは持ち込まない。

(4) 不正行為は絶対にしてはならない。

## 4 交通関係

(1) 自転車

・通学で使用する場合は、「自転車通学届」を提出し、許可を得て使用できる。

→距離制限等の規定はないが、「防犯登録・ツーロック」「保険加入」が条件。

・駐輪場は、1 年生が「ドーム脇」、2, 3 年生が「小体育館脇」。

※「内野西が丘駅」「内野駅」に駐輪してはいけない。

(2) 原付・バイク・普通自動車

・免許取得・車両の所有・車両の運転は禁止。

・ただし、欠点科目のない進路決定者は条件付きで自動車学校の入校を認める。

→就職内定者（公務員含む）は、3年2学期終業式の翌日から

→進学決定者は、3年3学期の全員授業最終日の翌日から

・二輪車の同乗禁止。

## 5 アルバイト

(1) 通年アルバイトは、原則として禁止。

(2) 長期休業中のアルバイトは、条件付きで休業日数の半分程度の日数まで認める。

→「アルバイト許可願」「労働条件通知書」を提出し許可を得ること。

## 6 携帯電話・スマートフォン

(1) 学校敷地内では電源を切る。（電源のオンオフは校門の外で行う。）

(2) 登校後、すぐにロッカーへ保管し、鍵をかける。（教室内には絶対持ち込まない。）

(3) 違反行為（携帯電話の所持・使用、教室内への持ち込み等）があった際は、指導の対象となり、保護者が一定期間預かる。但し、保護者が学校での預かりを希望した場合は学校で預かる。

(4) 授業中の携帯使用は、「特別指導」の対象となる。

(5) 考査中の携帯所持・携帯使用は、考査の不正行為とみなす。

## 図書館の利用について

- 1 開館時間（昼休みと放課後）月曜日～金曜日 11：55～12：40 15：45～16：55  
○授業時間・自習時間の利用は，教師の許可を受けること。  
○長期休暇中の開館は別に指示する。
- 2 利用について
  - (1) 貴重品は身につけておくこと。
  - (2) 館内での飲食やスマートフォンの使用は禁止する。
  - (3) 館内では，私語を慎むこと。
  - (4) 図書の無断持ち出しはしないこと。
- 3 貸出と返却
  - (1) 図書の貸出は1人2冊までとし，貸出期間は，1週間以内とする。
  - (2) 貸出・返却－貸出・返却カウンターで所定の手続きを行う。
  - (3) 図書のまた貸しをしないこと。
- 4 図書委員の任務
  - (1) 図書委員は，係職員の指示に従って，図書館の円滑な運営にあたるものとする。
  - (2) 図書委員の任務は概ね次の事項とする。
    - ア 館内の整理図書の管理保全，週番，貸出・返却，日誌の記入
    - イ 広報活動その他図書選定，図書の紹介，読書感想文の募集，広報紙の作成，利用指導，各種統計資料の作成

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

日本スポーツ振興センターは，学校管理下における災害に対し災害共済給付（医療費，障害見舞金又は死亡見舞金）を行っている。

〈学校管理下の範囲〉

- 1 教育課程に基づく授業を受けている時
- 2 教育計画に基づく課外指導を受けている時
- 3 休憩時間中及び校長の指示，承認に基づいて学校にいる時
- 4 通常の経路及び方法によって通学する時

<給付対象の範囲>

- 1 負傷 医療を受け、医療費総額が 5,000 円
- 2 疾病  
以上（医療機関での支払額が 1,500 円以上）の場合で、医療給付額は医療費総額の 4 割である。
- 3 障害又は死亡

<給付期間と時効>

- 1 医療費の支給は、初診から最長 10 年間受けることができる。
- 2 災害発生日から 2 年間請求を行わないと請求権がなくなる。（時効）

<申請について>

負傷、疾病により申請をする場合、保健室に所定の用紙を取りに行く。